平成２５年度地下水位・地盤沈下観測調査業務

業 務 仕 様 書

平成 25 年 6 月

関東農政局　農村計画部　資源課

第１章　総則

第１－１条（目的）

本業務は、関東平野北部における地下水調査の一環として、地下水位及び地盤沈下の観測を行い、その動向を把握することを目的とする。

第１－２条（一般事項）

１　受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中に監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。調査結果に不具合がある場合は、調査のやり直しを命ずることがある。

２　受注者は、調査中は十分な設備をなし、公衆に迷惑を及ぼさないようにするとともに、関係法規を遵守して、人畜・家屋・その他の建築物に対しての危険防止には、万全の注意を払うこと。なお、受注者の不注意により生じた損害事故に対する補償は、全て受注者の負担とする。

第２章　調査の概要

第２－１条（調査場所）

茨城県：常総市、結城郡八千代町、猿島郡五霞町
栃木県：宇都宮市、真岡市、小山市、鹿沼市、河内郡上三川町、下都賀郡野木町、同郡岩舟町、芳賀郡芳賀町
埼玉県：熊谷市、行田市、越谷市、幸手市、久喜市、比企郡川島町、同郡吉見町
千葉県：野田市
計　19 観測所（39 観測井）

第２－２条（地下水位・地盤沈下観測調査）

１　地下水位及び地盤沈下の記録の回収、読み取り及び整理
２　観測施設・機器の保守・点検

第３章　地下水位・地盤沈下観測調査内容

第３－１条（作業内容）

作業内容は、次に示すとおりである。

（１）地下水位観測記録及び地盤沈下観測記録の回収

１）表－１に示す観測所について、平成 25 年 7 月、8 月、10 月、12 月、平成 26 年 3 月を目処として、計 5 回観測記録を現場にて回収する。回収は監督職員より貸与するデータ回収用プログラム及び接続コード類を使用する。

表－１　地下水位・地盤沈下観測所（自記式）　（観測所 No. は別紙図参照）

No.	観測所名	所在地	井戸	観測井	観測項目		水位計の種類	沈下計の種類
				（深度）	水位	沈下量		
1	石　下	茨城県常総市原宿	1号井	54m	○	－	S & DLmini	－
		（石下婦人の家敷地内）	2号井	110m	○	－	S & DLmini	－
			3号井	32m	○	－	S & DLmini	－
2	岩　舟	栃木県下都賀郡岩舟町曲ヶ島	1号井	85m	○	－	S & DLmini	－
		（栃木県立栃木農業高校農場内）	2号井	185m	○	－	S & DLmini	
3	小　山	栃木県小山市下国府塚	1号井	85m	○	－	S & DLmini	－
		（小山市立美田中学校内）						
4	川　島	埼玉県比企郡川島町八ツ保	1号井	32m	○	－	S & DLmini	－

		（土地改良区事務所敷地内）	2号井	18m	○	ー	S & DLmini	ー
			3号井	10m	○	ー	S & DLmini	ー
5	栗 橋	埼玉県久喜市高柳（民有地内）	—	5.08m	○	ー	S & DLmini	ー
6	熊 谷	埼玉県熊谷市上中条（市有地及び	1号井	32m	○	○	S & DLmini	RMH-301A
		土地改良区事務所敷地内）	2号井	168m	○	○	KADEC-UN	KADEC21
7	二 宮	栃木県真岡市久下田	1号井	74m	○		KADEC-UN	ー
		（久下田中学校敷地内）	2号井	103m	○		LevelTROLL500	ー
8	上三川	栃木県河内郡上三川町大山	1号井	60m	○		LevelTROLL500	ー
		（明治小学校内）	2号井	200m	○		S & DLmini	ー
9	吉 見	埼玉県比企郡吉見町久保田	1号井	152m	○		LevelTROLL500	ー
		（南公民館敷地内）	2号井	105m	○		S & DLmini	ー
			3号井	28m	○		LevelTROLL500	ー
			4号井	11m	○		S & DLmini	ー
10	八千代	茨城県結城郡八千代町新井	1号井	70m	○	ー	KADEC21	ー
		（町立公園敷地内）	2号井	103m	○	ー	S & DLmini	ー
			3号井	26m	○	ー	KADEC21	ー
11	野 木	栃木県下都賀郡野木町潤島	1号井	85m	○	ー	S & DLmini	ー
		（野木町立野木中学校敷地内）	2号井	141m	○	ー	KADEC21	ー
			3号井	185m	○	ー	KADEC21	ー
12	五 霞	茨城県猿島郡五霞町新幸谷	1号井	180m	○	○	KADEC21	KADEC21
		（土地改良区事務所内）	2号井	115m	○	○	KADEC21	KADEC21
13	越 谷	埼玉県越谷市南荻島（市有地内）	1号井	100m	○	○	S & DLmini	KADEC21
			2号井	200m	○	○	KADEC21	KADEC21
14	幸 手	埼玉県幸手市平野	1号井	100m	○	○	KADEC21	KADEC21
		（市有地内）	2号井	200m	○	○	KADEC21	KADEC21
15	関 宿	千葉県野田市平井(総合体育館敷地内)	1号井	180m	○	○	S & DLmini	KADEC21
16	行 田	埼玉県行田市小針	—	3.62m	○	ー	S & DLmini	
17	宇都宮	栃木県宇都宮市東谷町（宇都宮南	1号井	100m	○	ー	S & DLmini	
		高校敷地内）	2号井	40m	○	ー	S & DLmini	
18	鹿沼	栃木県鹿沼市みなみ町(鹿沼南高校敷地内)	1号井	50m	○	ー	S & DLmini	
19	芳賀	栃木県芳賀町芳志戸	1号井	105m	○	ー	S & DLmini	
		（町有地内）	2号井	44m	○	ー	S & DLmini	
		19観測所	39井		19ヶ所	5ヶ所		

２）少雨等の気象条件により地下水位の大幅な低下や地盤沈下の進行が危惧される時は、観測データのチェックを行い、必要な場合は水位センサーの位置変更や沈下計の盛り替え等を行い、欠測が生じないよう配慮する。

３）欠測が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡する。

（２）観測施設の保守・点検

観測施設の保守・点検を次の要領で行う。

１）表－１に示す観測所について、観測記録の回収時に、39 観測井の自記記録水位計の指示水位と手測り水位、9 観測井の地盤沈下計の指示値とダイヤルゲージの読み値を比較することにより計器の作動状態を把握し、必要に応じてセンサー位置の調整を行うなど欠測が生じないように留意する。併せて計器のバッテリー状態を確認し、必要に応じてバッテリー交換、水位計交換を行う。

２）１）の点検結果は、観測所毎に施設管理日報に記録する。施設管理日報の様式は過年

度と同様とし、記録は手書きとする。施設管理日報と点検時からさかのぼる３０日間の観測値を速やかに監督職員に報告する。

３）交換用の観測機器、電池類は監督職員が用意する。使用済み電池は、受注者が適切に処理する。

４）観測施設内の清掃を2回程度（概ね第2回及び第5回観測記録回収時）行う。

（３）地下水位観測記録及び地盤沈下観測記録の整理

回収した地下水位・地盤沈下観測記録の整理は、次の要領で行う。

１）全ての観測井の日記録は毎日１回、午前6時の記録とする。

２）各観測記録の整理は、貸与資料の様式を参考に行うこととし、様式を変更する場合には監督職員の承認を得るものとする。

３）日降水量については、貸与資料に示す各観測井の最寄の気象観測所から収集し、年表に整理する。

４）全ての観測井について、地下水位、地盤沈下量、降水量の年表を作成し、併せて年変化を示すグラフを作成する。グラフ作成は監督職員より貸与するプログラムにより行う。

５）監督職員より貸与する調査開始期からの観測データに 25 年度のデータを追加し、①最近5年間（平成21 ～ 25年度）の変化グラフ及び②調査開始期から25年度までの変化グラフを前記４）と同様に作成する。

第３－２条（その他）

観測施設が破損した場合は、速やかに監督職員に連絡する。軽微なものについては発見時に受注者の負担で修理することとする。

第４章　貸与資料

第４－１条（貸与資料）

貸与資料は、以下の通りである。

番号	資　料　名
1	平成22年度地下水位・地盤沈下観測調査業務　報告書
2	平成23年度地下水位・地盤沈下観測調査業務　報告書
3	平成24年度地下水位・地盤沈下観測調査業務　報告書
4	地下水位・地盤沈下観測年報（2003～2007年版、関東農政局農村計画部資源課）
5	地下水位・地盤沈下記録グラフ作成プログラム（d-VIEW）・使用説明書
6	観測計器取扱説明書、データ回収用プログラム及び接続コード類一式
7	観測施設位置図（見取り図）

貸与資料は、完了検査時に一括返納しなければならない。

第５章　打合せ

第５－１条　（打合せ）

打合せは、主として次の段階で行うものとする。打合せ場所は全て関東農政局庁舎内とする。

第１回　　業務着手時（概ね平成25年7月）

第２回　　中間時（中間報告）（概ね平成25年12月）

第３回　　報告書（案）とりまとめ段階（概ね平成26年2月）

打合せ後、受注者は速やかに打合せ記録簿を作成する。

第６章　成果物

第６－１条（成果物）

成果物（調査報告書）は、次の内容を含むものとし、部数等は次表の通りとする。

１）調査概要

２）調査方法

３）調査経過（施設状況を含む）

４）調査結果

①　観測年表

②　地下水位・地盤沈下グラフ

５）施設管理日報

区　分	規　格	部数	備　　考
報告書	Ａ－４版	２部	
同上原稿	ＣＤ－Ｒ	１式	ワープロソフトは Word、表計算ソフトは Excel、いずれも Microsoft（社）製

第6－2条（成果物の装丁等）

成果物の装丁等は次のとおりとする。

（１）装丁はクロス装、ビス止めとし、業務名、年月、受注者名を表紙及び背表紙に記載するものとする。

（２）提出先

さいたま市中央区新都心２－１　さいたま新都心合同庁舎２号館

関東農政局　農村計画部　資源課

第７章　契約変更

第７－１条（契約変更）

業務請負契約書第１５条に規定する発注者による通知事項、及び第１７条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

（１）第３－１条に示す「作業内容」の項目及び数量等に変更が生じた場合。

（２）第５－１条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。

（３）第６－１条に示す「成果物」に変更が生じた場合。

（４）履行期間の変更が生じた場合。

（５）その他

第８章　定めなき事項

第８－１条（定めなき事項）

この業務仕様書に定めなき事項またはこの業務の実施に当たり疑義を生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

平成25年度地下水位・地盤沈下観測調査業務　　位置図